（誓約書様式（表））

**様式１-４**

令和元年　　月　　日

川崎市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　 住所又は事務所所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ

 氏名又は代表者名　　　　　　　　　　　　（実印）

誓　約　書

　　私は、川崎市が川崎市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

　１　私は、市有施設の行政財産の使用に際して、川崎市暴力団排除条例第2条各号に掲げる者（2号を除く）のいずれにも該当しません。

　２　私は、川崎市暴力団排除条例第2条各号に掲げる者（2号を除く）の該当の有無を確認するため、川崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、本誓約書及び役員名簿等が川崎市から神奈川県警察本部に提供されることに同意します。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると川崎市が神奈川県警察本部から通報を受け、又は川崎市の調査により判明した場合は、川崎市が川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づき、川崎市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

（誓約書様式（裏））

* 川崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(３)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(４)　暴力団排除　暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(５)　暴力団経営支配法人等　法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（基本理念）

**第３条**　暴力団排除は、暴力団が市民生活又は事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、他の地方公共団体、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

**第４条**　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第32条の３第１項の規定により神奈川県公安委員会から指定を受けた者をいう。）との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

３　市は、神奈川県が行う暴力団排除に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（市民の役割）

**第５条**　市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

------------------------------------------------------------

（市の契約事務における暴力団排除）

**第７条**　市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

------------------------------------------------------------

（公の施設の管理における暴力団排除）

**第９条**　市は、公の施設の管理を暴力団又は暴力団経営支配法人等に行わせてはならない。

２　市長、教育委員会及び指定管理者は、公の施設の利用等（利用、使用その他の当該公の施設において行う行為をいう。以下同じ。）が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、当該公の施設の利用等の許可等（許可、承認その他の処分をいう。以下同じ。）について定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用等の許可等をせず、又は利用等の許可等を取り消すことができる。

-------------------------------------------------------------

（広報及び啓発）

**第11条**　市は、市民の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

 -------------------------------------------------------------

（国及び他の地方公共団体との連携）

**第12条**　市は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。